

北海道任期付職員 (社会福祉【福祉指導員・相談員】) 採用選考募集要項

北海道では、深刻化する児童虐待等に対応し、令和4年度までに大幅に増員する職員の育成をしながら、自らも児童福祉に関する専門知識や経験を生かし、即戦力として活躍できる任期付職員（社会福祉職）を次のとおり募集します。

1 募集する職種、採用予定数等

職種	採用予定数	配属先	業務内容
福祉指導員 相談員	22名	道立8児童 相談所のい ずれか	経験の浅い職員の育成をしながら、自らの専門知識や経験を生かし次の業務に従事します。 ・(福祉指導員) 児童福祉に関する相談に応じ、児童・保護者等への支援、指導を行います。 又は ・(相談員) 児童福祉に関する各種相談のインテーク業務(受理・面接・調査等)の他、施設サービス利用等に関する支援・指導を行います。

- ※ なお、採用者数が採用予定数に達した時点で、以降の募集、書類選考及び採用選考を中止します。
- ※ 勤務条件については、任期が定められていること以外は、原則として、任期の定めのない常勤職員と同様です。
- ※ 採用予定数は欠員等の状況により変更となる場合があります。

2 受験資格

職種	資格要件
福祉指導員 相談員	次の全ての要件を満たす方 (1) 児童福祉法第13条第3項に規定する児童福祉司の任用資格を有する方 (2) 福祉に関する実務経験を3年以上有する方

ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ウ 次に掲げる方(教員、警察官、任期付職員、非常勤職員及び臨時職員を除く。)
 - ・ 現在道職員である方
 - ・ 採用日時点で道の再任用制度の対象となる方

3 任用期間(予定)

任用期間は、次のとおりです。

なお、申込時に、希望する採用日を記載してください。

※ 欠員等の状況により、希望した採用日以外の日に採用されることがあります。

採用日	任用期間(予定)
令和2年5月1日	令和2年5月1日から令和4年3月31日まで
令和2年6月1日	令和2年6月1日から令和4年3月31日まで
令和2年7月1日	令和2年7月1日から令和4年3月31日まで

4 提出期限及び申込方法

次のとおり北海道保健福祉部総務課総括グループあてに提出してください。

(1) 提出書類

- ア 北海道任期付職員採用選考申込書（自筆・写真貼付）
- イ 北海道任期付職員採用選考職務経験等記載シート ①及び②
- ウ 資格免許証の写し
- エ 資格確認シート

※封筒の表に「北海道任期付職員採用選考応募書類」と朱書きしてください。

(2) 提出期限（※必着）

採用日	申込書等提出期限
令和2年5月1日	令和2年3月3日（火）
令和2年6月1日	令和2年3月27日（金）
令和2年7月1日	令和2年4月17日（金）

※「希望する採用日」ごとに申込書及び職務経験等記載シートを提出してください。

5 試験の方法及び内容等

(1) 第1次試験

- ① 試験日 -
- ② 内容

試験種目	内容
書類選考	エントリー時に提出する「職務経験等記載シート」の審査

(2) 第2次試験

① 試験日

採用日	試験日
令和2年5月1日	令和2年3月中旬
令和2年6月1日	令和2年4月中旬
令和2年7月1日	令和2年5月中旬

② 試験地 札幌市（北海道庁：札幌市中央区北3条西6丁目）

③ 内容

試験種目	内容
口述試験	第1次試験合格者に対して、個別面接を行います。

※ 試験日、会場は第1次試験合格通知書でお知らせします。

6 合格発表

(1) 第1次試験

採用日	合格発表日（予定）
令和2年5月1日	令和2年3月9日（月）
令和2年6月1日	令和2年4月6日（月）
令和2年7月1日	令和2年4月28日（火）

(2) 最終合格

第2次試験の実施から1月程度

7 合格者の採用

- (1) 採用は、原則、希望した日を予定しますが、欠員の状況等により、希望した採用予定日以外の日採用されることがあります。
- (2) 採用選考試験申込書等に虚偽の記載がなされたことなどが判明した場合は、合格を取り消す場合があります。
- (3) 本選考に合格しても、採用時の健康診断等で就業が難しいと判断された場合には、採用されません。

8 勤務条件等

任期付職員の勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服务等）については、次のとおりです。

【給与】

「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」及び「北海道職員の給与に関する条例」等に基づき支給します。

経験年数を有した方の採用時における給料月額等を例示すると次のとおりです。

職務経験（年齢）	給料月額（年額）	備考
12年 (30歳)	256,800円 (3,921,938円)	<ul style="list-style-type: none"> 給料月額は、給料のほか、給料の調整額を含みます。 年額は、期末・勤勉手当（ボーナス）、寒冷地手当を含んだ金額（概算）です。 ※ 実際の給与は個人別に算定します。 上記の他、通勤手当や扶養手当等の諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
22年 (40歳)	321,400円 (4,894,818円)	
42年 (60歳)	366,000円 (5,551,083円)	

※ 金額は平成31年4月1日現在です。

※ 給料月額は、高校卒業から道に採用されるまでの全ての期間について、民間企業等において「2 受験資格」の(1)に規定する職務経験を有していたものとして試算しており、実際に採用される方の学歴や職務経験のほか、採用後の業務内容によっては、例示の額を下回る場合があります。

また、期末・勤勉手当は勤務期間や勤務成績に応じて、寒冷地手当は勤務する地域や世帯状況に応じて変動することから、年額はあくまでも目安です。

【服務】

(1) 勤務時間・休日等

勤務時間(原則)	月曜日から金曜日 8時45分～17時30分（昼休み：正午～午後1時）
休日(原則)	土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）
休暇	年次有給休暇：1年に20日（採用年は月割計算）。20日を限度に翌年繰越可能 夏季休暇：3日（7月から9月までの間） その他、病気休暇、忌引休暇、ボランティア休暇等の休暇制度があります。
健康管理	年1回定期健康診断を行うほか、医師や保健師による保健指導・健康相談などを実施しています。
職員公宅	世帯用の職員住宅のほか、各(総合)振興局所在地には独身寮があり入居することが可能です。 ただし、公宅の空き状況等により、入居できない場合もあります。
共済制度等	共済組合では、職員や家族が病気、ケガ、出産、死亡又は休業したときの医療費等の給付や、生活を支援するための貸付を行っているほか、退職後の年金を支給しています。また、互助会では、医療見舞金の支給や、グループ保険の取扱いなどを行っています。

(2) 仕事と家庭の両立支援制度

出産を控えた職員、育児や介護を行う職員が安心して働くことができるよう、仕事と家庭の両立を支援する休暇・休業などの各種制度が整っています。(主なものは以下のとおりです。)

産前休暇	出産予定日の前日から起算して8週間前から出産日まで取得可能
産後休暇	出産日の翌日から8週間を経過する日までの間に取得可能
育児休業	子どもが3歳になるまでの間、子育てに専念する(一定期間勤務しない)ことができる制度(※無給)
育児休暇	子どもが2歳になるまでの間、子育てのため(主に子どもの保育施設への送り迎えなど)に取得可能(1日当たり合計2時間以内)
育児短時間勤務	小学校入学前の子どもの子育てをするために、希望する日・時間帯で勤務できる制度(あらかじめ定められた勤務形態から職員が選択)(*勤務時間に応じて給与を支給)
子の看護休暇	中学校までの子どもの通院付き添いや看病などをするために取得可能(子ども1人につき年5日以内、最大15日以内) ただし、中学生の場合は医師の指示がある場合に限る。
早出遅出勤務	小学校入学前の子どもの保育園への送り迎えや、学童保育施設等に託児している小学生の子どもの送迎のために、始業又は就業時刻を繰上げ又は繰下げできる制度
介護休暇	配偶者、父母、子等の介護をするために取得可能(通算して6月を超えない範囲内で3回まで)(※無給)
短期の介護休暇	疾病等により2週間以上日常生活に支障がある配偶者、父母、子等の世話をするために取得可能(1年に要介護者が1人の場合5日、2人以上の場合は10日)
介護時間	疾病等により2週間以上日常生活に支障がある配偶者、父母、子等の介護をするため、勤務時間の一部を勤務しないことができる制度(3年の期間内で1日当たり2時間以内)(※無給)

9 その他

- (1) 受験申込後に、本選考を受験しないこととした場合は、その旨ご連絡ください。
- (2) 本選考の実施にあたっては、受験票の発行はしておりませんので留意願います。
- (3) 申込書に記載された個人情報、本選考以外の目的には使用いたしません。
- (4) 採用の可否にかかわらず、応募書類は返却いたしません。

【この選考についてのお問い合わせ・応募先】

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部総務課総括グループ
TEL 011-204-5243 (直通)